

大日本國開闢由來記

卷二

13
2697
3



18
2697
3



日本國開闢由來記卷二

指漏漁者 編

第二

經津主武甕槌之二神より君臨の地を定む

平國の廣を授幽冥を退く保護となる

天照大御神の天上の高天の原に在り。邈乎其の豊葦原の中つ國のなを
残賊強暴横悪神ありて平治をたれやと知りめて八十諸神を集て問ふ
る。吾葦原の中國の邪鬼を撥平をめん欲誰と遣て宜くんとたれられ
命答て天穗日命の傑を遣す。然らん昔を申され。天穗日命
よこの地に降すまひ。大己貴命の威勢強く。容易順化べし
おのゝ絲を先其心で執んが為ふ表り媚従ふ。三年に及ぬとも。なや



報聞申さるる。再その子大背飯三熊の大人を遣て。これを問ふ。
ひが。其父の深計あるを聴く。暫そは意に従て。これもまた報聞申さる
し。其父天穗日命の遠く慮あることなれども。報命あきせり。がし
思せし。再天稚彦を遣されし。糺さまひたり。さるる。天稚彦の頭國
玉の女子下照姫を娶てより。汚心を起し。自己の葦原の中國を取んと思
て。八年を經きども。遂に復命申さる。が故に無名雉といふ賤き者を遣
す。あはれ。天稚彦これと察し。射殺する祟禍
より。天稚彦の高津鳥の殃に羅く。卒に身亡みたり。高天が原に高皇
産靈尊さるるに諸神を召會て。葦原の中つ國へ遣したまひし者を選て
まひし。磐裂根裂の神は子。磐筒男。磐筒女が生る。經津主神これ

佳くんと申て。此經津主の神を降ぎに議定する時。天の石窟に住る
神稜威の雄走の神の子。瓊速日の神。瓊速日の神は子。燿速日神。燿速日
神の子。武甕槌の神といひ。進出。豈唯經津主の神の獨丈夫ありて。
吾の丈夫ありざるやと。辞氣慷慨といひ。然に俱に行き。此武甕
槌の神を經津主の神に配て。葦原の中國に遣す。これを平む。二神は
天上より。大己貴命の都。まゝとて出雲の國なる五十田狹の地に
降到す。小汀に十握劍を抜て倒み地を植す。その鋒端に踏く。大國主
命を問て曰く。高皇産靈の勅あり。皇孫を降す。此地に君臨す。は
んと欲めす。先我等二神を遣さる。驅除平定しむ。汝の如何。
速に避奉りて。國を獻らんとす。や否と問へ。大國主神對て吾の

速小避奉んとおのりども。吾子等の異心あらば如何せん。故おまづ
吾子も問う後小將報申んと。子等を召しに。其子事代主神の
出雲の国なる三穂の寄み魚を釣んとて遊行けむ。熊野の諸手船
とて。今房總の浦より魚を束て来る船の數多の水手の船を操が如
くわろ舟小稻背脛といふを乗て使者と。高皇產の勅を事代主
の神お致し。詳お事此由と告させけむ。事代主の神使者お對て
今天つ神のこれ借問の勅といくぐ背奉べき。我父君も必速小避奉べし。
吾の素より違奉意あけむ。速小八重の蒼柴垣の草舎と海島小造せ
く。栖遲を地と定て。速小避奉んと。使者お答るに。正統の大義の違
をうらむるの道と以て。己が身先之を行て父を諫め。遜讓去て速

小正理小伏し。父と不義小陷し。あざりし。其徳の至るりのあり使者還
來て。これ有し。其徳を報命申せしむ。大國主神へ使者の辭を以て。
二神小白ていし。我怙し。子ぶれも。既小避去奉ぬらむ。吾のいし。
背奉るべき。ゆきと我子小建御名方の神といふあり。これおもこの由と
白さす。ハ妨とならん。いと申す間りなく。其建御名方の神へ千引の
大石を手端小刺舉て。來る二神小向く。誰ぞや。吾國小未て忍く。小
如此物言ど。察小吾父を謾て。吾國を奪んと欲なるべし。吾かく
在る。いづれを許ん。いざ力競せんといひつ。手を出しけむ。武甕槌
の神その手を取。若葦と技が如く。搯批く。投離けむ。勝難く。思ひ
けん。即小逃去と。追驅ゆき。追る科野の國に洲羽の海小到て。拘收刺

殺さんとうらるるたふ建御名方の神恐怖竦踊て申けるへ何とぞ我を
許して殺さふこそあれ今より此地に住く其外へ出行ぬ。是れ我父
大國主の神と兄事代主の神の言不違り父兄の申すふ豊草原の中
國の天神の勅はふく献んと申けり。此神は此誓の如く今も科野國諏
訪郡小祭祀とて上社の建御名方の神。下の社に八坂刀賣命を齋奉り
るも成上下の諏訪の大明神と稱し湖上の社に前小ありて小寒のころ
より湖の面厚く氷て神狐これと渡せり人馬ともを足踏を認て往來する
こと平陸の如し二神の切小其辭を聽還來て大國主の神小其趣を語り
名大國主の神も吾子然申らるる逆奉るべきことありあは速小避奉る
べし。のり吾逆奉る防禦んとせば國內諸神必當小同く禦奉ると

すべし今吾避奉らる誰復敢て順さるのあんと巡平一時小杖たり
廣牙と出ると二神小授く曰吾此牙を以て卒小治功を成得たり天孫り
此牙を以て國を治たむ。國人吾此牙を献と視ばるるを恐怖て盡隨順
奉りて平安をいゆとて吾治一頭露世界の事皇孫今より當小治とて吾
は將小退て幽冥の間小之を擁護奉る。岐の神を二神小薦てその神吾小
代り從導奉るべし吾は此より避去奉ると八十隈とて迂曲深遠到易り
ざる幽閑寂寞之境小形を隱化を息て幽冥より此國を護んと言訖て遂小
身を隠さむとて大國主神小天孫小奉り廣牙の終牙といはる骨木と
柄となりて製さる八尋牙ありて天孫より傳り景行天皇の御代に至
るまで内裡小ありて傳建命小詔り東方十二道の殘暴神を鎮平一也

出雲國神門郡大社
 大己貴神と祭國造
 神依りたれと司日本紀
 小高皇產靈尊勅大己
 貴神曰王汝奉祀若天穗
 日命是よりありと此
 種日命の後裔とて國
 造と定まらんと國造
 本紀出雲國は神代朝
 以後日命十二世孫宇迦
 都久怒定國造とて
 其子孫連綿とて國造
 不傳と今世の國造の
 の孫も此國造と祀伊
 のとれ此國造の
 のもせよとて今世の
 の國造より上りて神
 詞を妻と長朝儀式
 純日本紀等
 大社の祭の毎年十月朔日
 より十七日まで其祭の
 といふ海若の神の奉
 養して龍蛇神とて



出雲國大社祭禮
 龍蛇神の海より上る處

花所隆


其神とて海若と稱
 の濱より來り其神の
 湯を海面に注ぐと
 小島を涌出する如く
 なるも風起て打
 る浪のれりてより來
 社を愛望の上出雲方
 言ふ神庭草名もカテ
 漢名馬尾草とて海州
 と敷て江のれ新神
 名とて其神の
 少も動くとて公を
 神代神代に補世社の
 由来記龍蛇神の真名
 大己貴神とて神代
 本紀に其神は神代
 内現る傳る記大社の
 名とて此書の附録
 なるに敬し其神の
 祭言ふ祭の神代
 祭言ふ祭の神代
 祭言ふ祭の神代
 祭言ふ祭の神代



古事記の記述
これ天孫日
命天孫大神
神孫の御子
なりと云ふ
出雲國出雲
大日命なり

あまのひりし時ふ。これ賜ふ。日本武尊と皇大神宮不厭。叢雲の劍
を乞受ちしひられ。倭姫命の牙と緋の囊を納く。八尋の機殿に崇祭
たまひしそり。是ふ於に。二神の岐神と郷導とて天か下を周
流削平け命を逆ものあまのこづく。斬戮歸順りの宥舎。普徳化を布
功成るの後天不昇て復命白奉ぬ。その經津主の神に今下總國榊取郡
榊取の神宮に鎮座。春日の社第二殿に之を齋とせらる。その出雲國出雲
郡に和布都努志の神社あり。建御雷の神に常陸國鹿島郡鹿島の神
宮に鎮坐。その大和國山邊郡石上坐。布都の御魂神の神社是なり。
春日あま第一殿に之を齋奉らる。初に遣はれる。天穗日命の出雲國
造が遠祖少く。進雄命より六世の孫なり。その神の大國主の神に婿て

断絶するや。わき。わきの例はま。異域ありなきと云ふ。其往昔の国造縣主を
かの封縣の制の如く。成務天皇の御世に改革するに。唐土の秦の始皇の建
る郡縣の制度に似ると。右大將賴朝卿を日本總追捕使たりたまひし
より。天下に諸侯といふもの出来て。往古の様は立返ぬると。四方の警衛
を王備と。磐石の固と云ふ。ぬる。此國土を擁護せしむ。神の幽計に由りたる也。
神器世間を照く。寶祚天壤と與ふ窮なく
木花開耶姫を嘲て靈威を産室に證す
爾に天照大神と。高皇產靈尊の命ふりて。天照大神の御子。正勝吾勝。速
日天忍穗耳尊。詔たまひし。今葦原の中國に。經津主神と。武甕槌の神。平訖
ぬる。と申ふ。降る。手ひく。知れぬ。忍穗耳命。答たまふ。

かひてより其命^{あひな}の^{あひな}降^{くだり}ぐと装束^{まゐらひ}する間^{あひな}の子^{うまれ}の生^な出^でり。其名^なを天津日高彦火瓊杵尊^{あまのひたかひのひら}と稱^{なづ}す。此子^{このこ}を降^{くだ}べと白^{しろ}れし。此御子^{このみこ}は高皇產靈尊^{たかみむすひのたま}の女^{むすめ}栲幡^{くすのぼた}千^ち姫^{ひめ}の生^なむ所^{ところ}とあり。抑^{おさ}この天上^{あめ}は高間^{たかま}が原^{のら}と申^{まを}す。高^{たか}と云^いふは蒼^{あそ}天^{あま}と云^いふは稱^{なづ}原^{のら}と云^いふ。廣^{ひろ}平^{ひら}なる所^{ところ}をいふの稱^{なづ}ありて。これ則^{すなは}ち日輪^{ひのり}世界^{せかい}あり。天照^{あまてらす}大御神^{おほみかみ}は天地^{あめとち}と共^{とも}に無^な窮^{きゆう}不^ふ此^こ高間^{たかま}原^{のら}に坐^まりて。天地^{あめとち}の間^まと照^あ臨^{りん}す。御神^{みかみ}あり。世界^{せかい}の^あゆ^ゆる國^{くに}を此^こ御靈^{みたま}と蒙^{あま}らざる處^{ところ}あり。天地^{あめとち}の限^{かぎ}の大^{おほ}君^{きみ}主^{ぬし}あり。世^よに無^な上^{かみ}至^{いた}尊^{たか}と云^いふは此^こ大御神^{おほみかみ}に依^よりて。是^こは於^こて。此^この瓊^{あま}杵^き尊^{のみこと}降^{くだ}る。議^ぎ定^{じやう}たる。天照^{あまてらす}大神^{おほみかみ}より。天津^{あま}日^ひ高^{たか}彦^{ひこ}火^ひ瓊^{あま}杵^き尊^{のみこと}八^や尺^{すく}勾^{こう}瓊^{じゆう}と。八^や咫^{すく}鏡^{かがみ}叢^{むら}雲^{ぐも}劍^{けん}三^{さん}種^{しゆ}の寶^{たから}物^{もの}を賜^{たま}ひ。殊^{こと}に御手^{みで}に寶^{たから}鏡^{かがみ}を持^もつ。此^こ寶^{たから}鏡^{かがみ}を視^みんと。當^{あた}り吾^{われ}を視^みるが如^{ごと}く。與^より林^{はやし}に同^{おな}じ殿^{どの}と共^{とも}に。吾^{われ}御魂^{みたま}と爲^なる。吾^{われ}前^{まへ}に拜^かぐ如^{ごと}く。齋^い祭^{まつり}と詔^{さめ}たり。此^こ三^{さん}種^{しゆ}の寶^{たから}物^{もの}

の中^{なか}なる玉^{たま}は是^こ皇統^{すめみま}系^{けい}脈^{みやく}の天^{あめ}璽^じ也^{なり}。鏡^{かがみ}と劍^{けん}は萬^ま世^よ守^{まも}護^ごの神^{かみ}躰^{たみ}也^{なり}。天照^{あまてらす}大神^{おほみかみ}は此^こ土^{つち}に降^{くだ}臨^{りん}す。其^{その}御靈^{みたま}は鏡^{かがみ}に坐^まり。進^{すす}雄^{ゆう}命^{のみこと}は世^よに頭^{あたま}現^{あら}はれ。此^こ御神^{みかみ}は劍^{けん}に止^とまり。故^{ゆゑ}に御鏡^{みかがみ}を伊^い勢^せに天照^{あまてらす}大神^{おほみかみ}と崇^{あが}奉^{ほう}り。神^{かみ}劍^{けん}を尾^お張^{はり}に熱^{あつ}田^{でん}大神^{おほみかみ}と齋^い祝^{まつり}す。永^{とこ}く國^{くに}家^けの擁^{よう}護^ごとあり。神^{かみ}に裂^ひれ。御魂^{みたま}とありて。祀^{まつ}奉^{ほう}る。社^{やしろ}毎^{ごと}に御魂^{みたま}を裂^ひて在^あり。佛^{ぶつ}家^けに分^わ身^みして。佛^{ぶつ}の身^みを裂^ひつるも。裂^ひて現^{あら}はれ。此^こ裂^ひれ。御魂^{みたま}とほ。同^{おな}じと云^いふ。凡^{たゞ}人^{ひと}と雖^なも。死^し後^{のち}に子^こ孫^{そん}の誠^{まこと}の意^いあり。これ祭^{まつ}祀^{まつ}と云^いふ。其^{その}死^しる。祖^そ宗^{そう}の識^し神^{かみ}に人^{ひと}主^{ぬし}に託^{たく}す。これを受^うけ。必^{かな}ず有^ある。況^{いは}や日^ひ比^ひ大神^{おほみかみ}の皇^{すめ}嗣^みと祐^{すけ}護^ごす。此^こ御魂^{みたま}の^あゆ^ゆる國^{くに}を此^こ御靈^{みたま}と云^いふ。然^{しか}し。玉^{たま}は温^ぬ潤^{じゆん}仁^に惠^{めぐみ}の德^{とく}を表^{あらわ}す。鏡^{かがみ}は清^{きよ}明^{めい}正^{せい}直^{ちく}の躰^{たみ}を表^{あらわ}す。劍^{けん}は剛^{ごう}利^り智^ち斷^{たん}の行^{ゆき}を表^{あらわ}す。此^この如^{ごと}く。皇^{すめ}天^{あま}皇^{すめ}祖^その授^{たま}はる。神^{かみ}器^きの護^{まも}と云^いふ。

素より智を以て争べらば。力も以て競つて争はず。此唐土諸蕃の王種常く君臣の分正うらざる類と。豈日と問うらば。語づらんや。天照大神。此三種の寶物を授け給ふ。乃ち中臣の遠祖天兒屋命。忌部の遠祖太玉命。猿女が遠祖天鈿女命。鏡作の遠祖石凝姥命。玉作の遠祖玉屋命。凡て五部の神を配侍り。復天兒屋命と太玉命と勅命らる。汝等二神同く殿内侍り。善防護とわれ。乃ち吾高天原御めす。齋庭の稻穂を以て。吾兒當御と因て皇孫勅命。曰。葦原の千五百秋の瑞穂の國は。是吾子孫の王たるべき地なり。宜く爾皇孫統る治べ。行や寶祚の隆い當り。天壤と與ふ窮なきんりのどののさし。是よりして。此適く藝命。此葦原の瑞穂國に降たまはんと。乃ち行装を整えり。大伴の連は遠祖天忍日命。久米の連は遠祖天津久米の命。此神

ら。天の石勒を取負ひ。頭椎の太刀を取佩。天の波士弓を取持。天の眞鹿兒の矢を手挾。御前おまゝ仕奉る。己みく先驅者還る。曰く。一神あり。天の八達之衢に居る。是は鼻長七咫。昔の長七尋餘あり。口尻明輝。眼ハ八咫の鏡の如く。眸子の絶然と。赤酸醬に似たりと。白みより。徒の神を遣て問せり。皆其風采を憚る。誰何と問ふ。さるふより。顧て天鈿女命をめて。汝ら手弱女あはれども。目勝面勝て。彼を蔑視すべき者あはれ。汝往らんと。問へり。勅られ。天鈿女命。疾もその御意を得。聊も臆らざる状態なく。衢の神乃前不往。つと其胸乳を露。裳帯を臍の下ま。抑垂。いさく畏懼氣色もあらず。笑嚙て立。けり。衢の神。其潔清洒落なる容止を視。速もは鈿女命なることを知る。問て曰く。天の鈿女

汝が如此なるの何の故とや。鈿女對て天照大神の御孫の行幸一たまふ道
路ふかくして居者の誰なるぞ。吾の勅を奉。其名を問ひんが爲ふ來一なりと
いひこれに懼神對て。吾もこれ天照大神の御孫の葦原の中國へ降臨さしむことを
聴て迎奉んが爲ふ此ふ待奉なり。吾名これ猿田彦大神と稱す。天鈿女復同
て曰く。然らば汝先啓て行んや。將吾汝先啓て行んや。猿田彦對て。吾先啓行仕
まふらん。天鈿女復問て曰く。汝啓行て何の處に到んとする。皇孫の何處に到着た
まふらんや。對て曰く。天神の御子の筑紫の日向の高千穂の穗觸の峯に到る
まふらん。その後吾の伊勢の國なる狹長田五十鈴川上ふ到て待奉る
とぞ申ける。その後皇孫天の鈿女命を詔さしむらん。わの御前ふ仕奉る。猿田
彦の神と發願せしめ。汝これ伊勢國へ送致。猿田彦が妻とあり。

其神の名を汝負て仕奉るとの言ひしやう。猿女等これを猿田彦が名を
負て女を猿女といひ其苗裔の男も女も互ふ稱呼て君といふは天皇の電遇の
他不異なる所以なり。今の世は女御入内は御車の先乗たる者なり。鈿女乃
命の故實おそれ。士大夫の婚礼も。まことの遺風あり。これを桂女と呼ぶ
輿の先導ふらり。いと山城國葛野郡桂里より出たりとらる。まの源氏物語
榮花物語など。阿麻我都といふも。代る偶人を用ひり。今これ這子も。
まのこの例あるべし。まの桂女といふは天鈿女を目勝人ありといふ。目勝の義
あるべしとらる。これいさおき。天鈿女命の猿田彦の大神と回答し。詳を
此意を得。還詰て其報状を白あげ。皇孫通々藝命。天の磐坐を脱離
たもひ。天の祓重棚雲を稜威道別道別。天降ふや。猿田彦の神乃啓



狻田毘古神

天宇受賣命

日向國高千穗之穗觸嶺



天津日子能
能通藝命
降臨於筑紫
日向之高千
穗觸嶺峯圖

行の隨不筑紫の日向の高千穂の穂觸の峯不到まひなり。天の彌重棚雲といふ風の
まゆく往來して雨とちり雪とちり。まて露霜とちり白雲あはらて萬物の體不透り。
人の呼吸とちり精粹氣みり。人のまの氣の中不住て此氣を知らばといふも仰
ぎんまて青くと天上不充滿する。所謂蒼天の大氣おく進雄命の御歌不彌雲
起と詠しり。もよれ氣のこととて神に此氣不乘て虚空を往來せり。それ
より天鈿女命の榎田彦の神を送て伊勢國度會郡五十鈴川上不止なり。そあくこの
高千穂の峯といふ。それとちりた二處あやそいと紛らり。その一も今も高千
穂の峯といふ。日向風土記にりる如く。白杵郡あるこれなり。和名抄にも日向
國白杵郡知保郷あり。よもこの日向國の北の極めて豊後國の塚不近し其辺と今も
高千穂の莊といふと今一と諸縣郡不ありて霧島山といふ此山は日向國の

南の極め。大隅國の塚あり。東西と分る。峯ニツなり。西ある峯は大隅郡不屬
霧山とも霧島山ともいひ。東ある峯は日向國諸縣郡西あるは大隅國
贈吟の郡あり。東ある峯殊不高く。鉾の峯といふ頂不神代の逆矛とて立り。
諸つものこれを拜む。語傳へ云く。伊那那岐。伊那那美命。天浮橋の上より。霧務能
海を見下るふ島如くつる物あり。天の沼矛を以て檢探。その所不天降と
まひ。そは矛を逆しち下りてまへり。霧島山といふも。よの由なりと。
その土人のいふ。この通々藝命の御古事。彼二柱の神の御事不混傳し。僻る。比
かれ。白杵郡ある高千穂山も。諸縣郡ある霧島山も。俱不古書不之現。凡
ねくふる處あり。皇孫の命に降臨たまひ。御跡。何をらん決ま。其故を
まぐ書紀の高千穂と。穂日二上と。異山あり。高千穂。白杵郡あるとそれなり。

穂日二上霧島山とする。二處とも其御跡といへば、風土記の白杵郡
なるて高千穂の二上の峯とあり。二上も白杵郡なる方と云ふ。又書紀にも
襲之高千穂の峯とあり。襲は大隅の地の名なり。此の高千穂といふも霧島山の方と
あるときこれ然る。白杵郡なる高千穂山也。今時二上山といふて、此も
中央の峯二あり。然るに登き山なりと國人語る。す。二神明神といふも有り。
穂日村穂觸が嶽と云う名も有り。然る名も、後世に傳へたるも知れ
ざる。證と爲す。風土記にも二上の峰とあり。凡て風土記の正しく其国
古き傳説と記せるものあり。此の白杵郡なるものを記す。霧島山の方を記す。ぬ
かり。霧島山に非ざる如く。古の風土記にも、たゞ書記の釋あり。仙覺
が萬葉鈔等へ往く引く。遺る。全き傳らざれば、其餘の書に霧島

山の事も記さず。彼書ども、それを引渡されざるも、知る。霧島山の方も正しく峯二あり。二上より凡て古に二上山といふ。皆峯二ある山
なり。す。峯に登る。稻穂の粗を投散す。路の開晴あるといふ。今現
霧島山に遺る事も。風土記の白杵の郡なる條に記す。す。神代の地
名も多し。大隅薩摩あり。彼此を以て思ふ。霧島山も必神代の舊跡と聞
る。白杵の郡なるも。古書どもに多く。今も正しく高千穂といひて紛
る。信に直ちたる地と聽ゆ。か。何とそれと一方に決む。古
と。古人も疑ふ。今彼に遊。その説をきく。日向の高千穂の山に佳民を
盡神の苗裔を。と自ひ。他處に決。嫁娶せば。男女の風俗も大
小異り。今も白麻を衣服と爲す。漆色を用ひ。男中も袖の

衣服を着、髪も惣髪中、後へ垂る。その地乃祭禮も何となく古代の遺
風多きよりいひて。かつ事いす。その地北口碑、昔の實事、存りの
あり。且風土記あり。高千穂とあるものにて、考まひ、決り、此峯、小降臨
たす。ひー、ものとする。霧島山のくも。中々神代の跡とわめらる。れど。
其土人、尋たらん。言傳ふること、古の證ととるべき、あとも、あつべきなり。
いほ、色あり、いほ。猿田彦の大神、明は此日向國の皇國と、板郭の基あり地
と知。伊勢の國の皇大神の御魂を鎮坐奉るべき所と。これと、味味ある太古に
定おき。此地、不隠く、以て、皇運の發を待果して、其裔孫、太田命、倭姫命、
遇て、佐古久之、呂宇遲の五十鈴の川上、是日本國の中あり。殊、勝る地處り、と
申く。度會の宮に、齋祀奉る。其靈智の透徹、こと、凡愚の測度、べき

と、ころ、み、ゆ、い、ど、天壤と、與、小、窮、ふ、き、寶、祚、の、基、と、建、つ、こ、の、此、の、如、く、煥、明、ふ、
靈、異、あ、る、ハ、全、世、界、小、比、類、あ、た、た、な、を、諺、小、伊、勢、と、日、向、の、物、語、と、い、此、事、と、い、
傳、ふ、る、な、り。さ、う、瓊、々、藝、命、ハ、高、千、穂、の、峯、小、降、臨、さ、ま、ひ、く、その、所、より、遊、行、し、浮、
渚、わ、る、と、こ、ろ、小、立、せ、る、ま、ひ、て、熟、覽、つ、く、さ、ま、ひ、わ、る、荒、茫、不、毛、さ、る、處、こ、も、宮、居、
と、建、つ、き、所、な、き、と、と、地、は、住、ま、ふ、べき、邑、と、向、ち、と、ち、と、不、見、つ、行、去、さ、ま、ひ、
く、吾、田、の、長、屋、の、笠、挾、の、寄、と、く、今、の、日、向、國、宮、崎、郡、小、高、千、穂、の、南、と、去、こ、
二十、里、あ、る、所、小、到、さ、ま、ひ、ける、其、地、は、住、居、と、る、者、ゆ、り、其、人、は、ま、ま、の、事、を、謀、る、
小、智、惠、も、道、徳、も、この、國、中、小、勝、ら、う、と、と、土、人、あ、ま、を、呼、ぶ、事、勝、國、勝、長、挾、
と、ら、誦、た、る、なり。皇、孫、を、の、よ、と、聞、さ、ま、ひ、く、この、長、挾、を、召、く、吾、宮、居、ま、ま、
地、何、の、處、可、く、ん、と、問、さ、ま、ひ、け、る、が、長、挾、對、し、此、小、善、地、の、さ、ま、ら、ふ、且、お、の、れ

日向國高千穂千峯觸之行祭之圖



華所隣春盡

日向國高千穂二上山の祭
 土俗鬼八祭也。鬼祭といふ
 毎年六月廿八日。十月廿日
 と色を行ふ。其の行装、直先
 六尺棒と持てるもの數多。左
 續、陣鐘と荷。これを打鳴し
 その次、薙刀と推する者數十
 の。其も野服あり。袴、襦、袴
 物と着、脚絆といた。袴と
 かひく。くひく。くひく。くひく。



卷二

十五

帯 左右の警言衛まらる。神前あつ。
 拳が八つ谷九のつやがひより鬼のまきま
 あらうだの里。とよ歌を操返しうて
 をあま。すまのここといふも 古代の遺風
 ありて殊勝ありとぞ。此土はまむのり
 大に農民少く。男女ともて小圃し
 いくその衣服も。同く袖廣くして
 袂とあま。袴褶やの物を着。
 女の髪を左右へ分角子あひ。
 裂る麻を以て上よ
 巻あげ。四角なる櫛せま
 男は他所へ行ことあま。
 必刀せま。これらのこと
 まま神代の様の遺る
 りのあま。麻草を多く
 作り。粟。稷。黍。蜀黍。甘藷
 などを作。常の食料とす
 とり。詳るるその其地の
 人小問。



穂觸の
 農民此
 圖

板原清春作
 印

この農民の遺風を以て
 神代の様の優美なるを思ふ

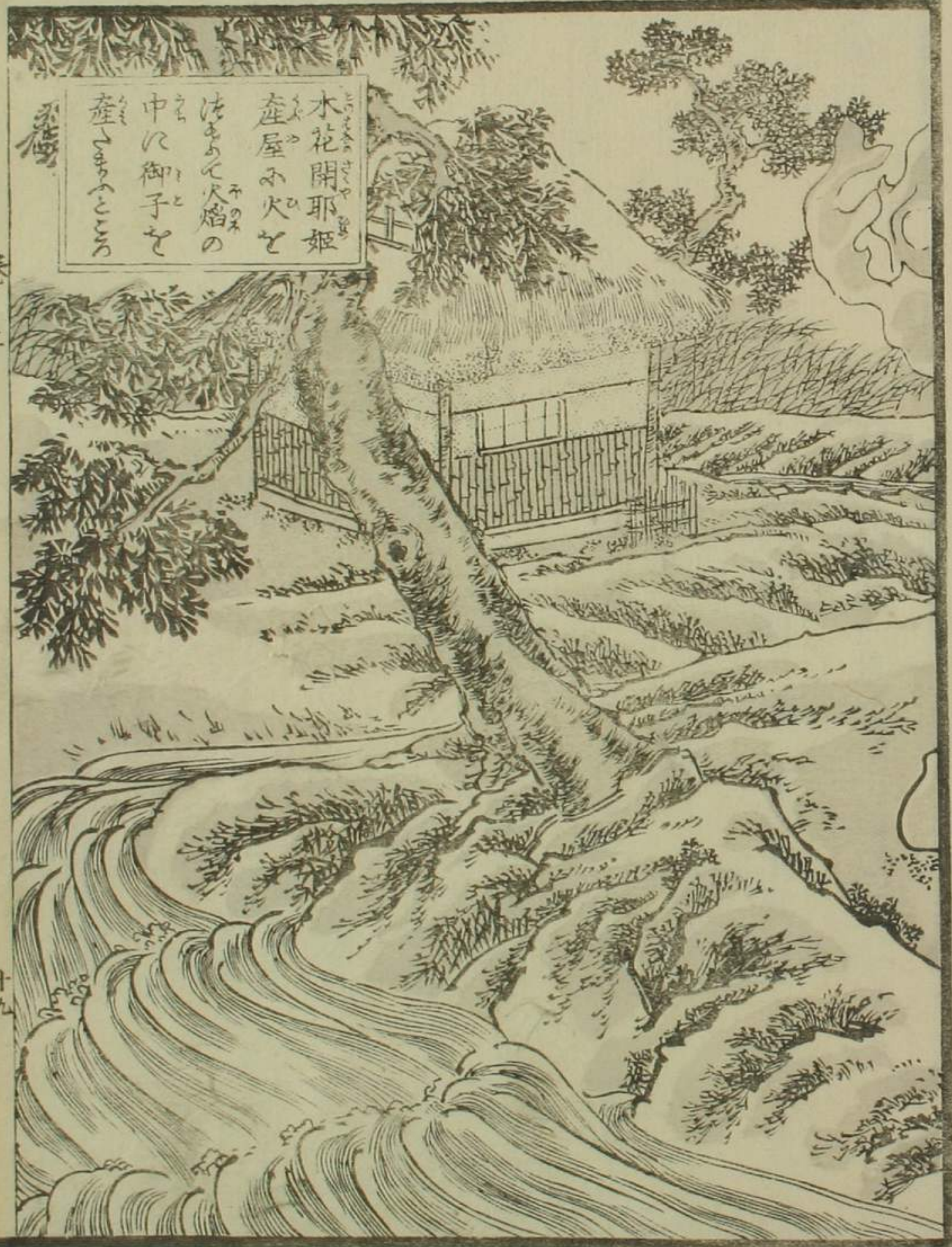
長狹が領すところ此國內も。何處も。皇孫の御意ふ合ところ奉らんと
 申けき。皇孫この長狹は從。宅地を撰び其處に留住たまひ。一日
 皇孫外に出たまひ。一人の美女子を見たまふ。去の美人の名を鹿葦津姫と
 の名を木花の開耶姫という。皇孫去の美人に逢たまひ。汝誰が子を問たまひ
 されば。妻の大山祇神の女なりと對。皇孫ま問たまふ。吾汝を以て妻と為んと
 欲。汝が意いふと。りけき。妻の大山祇神といふ父の在ぬれを私まい。れとも
 申か。く。や。姉は磐長姫というの。ら。それと真。已。このひ。と
 對。去の木花開耶姫が父の在ら。私。對。と辭。ま。姉を真て。嫁。と
 と對。る。婦女子の節操正。且謙遜の徳を具。後。皇孫の朝と聽て。産家。不
 火を放。燄の中。御子を産。勇断。漢土の昔。無。と。り。婦女子の

龜鑑とたりと云きりのあり。我邦より天孫降臨さまへざる以前より。かゝる傑出たる女子の生るも。全く此國土の他は最秀靈が致ところあり。皇大神の吾兒の王たるべき地と。豫てより定まひたる所以あり。今駿河國富士郡淺間の神社に奉祀とらるの御神に。去れ木花開耶姬命。おまじりく。婦女子の尤尊崇奉ずべきものあり。木花開耶姬命。かく御對申せしに。よや。皇孫に大山祇神の許に女を得て妻と。たまらんよ。せいで遣さる。この心。大山祇神大又怡く。百取の札代の物と。数多く取持づき種々此物を具く。今の嫁娶の聘奩好貸なるの如き贈物を持し。奉り。皇孫を此姉の甚凶醜不見畏て。之を返やせまひ。唯弟木花開耶姬と。ためたまひ。石長姫に大不慙憤て。り。皇孫妾を介たまひ。御

生るる御子の壽永し。磐石の常磐も存が。おとくな。今既お然らず。唯弟獨御たまひ。のら。を生る御子に。木花の俄に遷轉移落。お如くな。ん。と。詛ける。お乃。磐長姫が。二人の名。おや。と。詛る。心の凶醜。其面。お過ること。皇孫疾察。畏ま。ところ。なり。天上。其。壽限。う。と。雖。瓊々。藝命の御。の。極。く。長。き。も。既。お。其。壽。の。限。あ。る。お。の。地。界。一。降。臨。たまひ。て。千。七。百。餘。歳。を。過。す。ま。は。と。能。は。す。御。子。考。大。く。出。見。尊。は。五。百。八。十。歳。鷗。鷗。草。背。不。合。尊。お。の。を。て。僅。お。百。四。十。歳。と。お。の。と。天下。知。り。め。と。お。ら。れ。年。數。る。る。べ。し。然。ら。ざ。れ。ば。二。千。七。百。四。十。餘。歳。と。い。ふ。不。合。か。ら。い。つ。ま。に。も。神。代。の。事。此。年。の。數。お。ど。今。お。あり。て。明。お。知。ら。ず。其。後。の。天。皇。の。ま。御。齡。の。長。き。も。お。の。範。圍。と。出。た。ま。ひ。と。び。と。漸。次。お。短。促。な。り。た。ま。ひ。と。せ。ら。れ。り。

大の磐石長姫が詛り由とのいふ。いつて然るそのあはん。是は乃天上と下界と
受得る身躰。自差等相違。何の所以と。決して一婦人の樹皮たる
詛り由りの不の何と。されど婦人の心の偏僻なる。咒詛の殃あること。古今
その例なきもあはれ。然るにこれこそもや。後世の誠と。なるべきことあり。
よ。木花開耶姫命を留まひ。幸せしが。一宿ふ。有身。ひたり。
月累て將小産んと。たまふ。こと。近くなり。木花開耶姫再皇孫。見えて。
妾は天孫の御子を孕す。よ。私に生べき。多。福。を。奏。と。祈。り。な。ま。さ。ん。
皇孫聽さまひ。い。く。天。神。の。子。な。り。と。も。一。宿。中。に。娠。あ。と。何。ん。や。と。ぬ。い。
吾子少のあらざる。と。嘲。嗤。さ。ま。ひ。け。ま。は。木花開耶姫命。よ。の。御。辭。を。聽。
て。甚。く。慙。さ。ま。ひ。將。小。産。ん。と。す。つ。小。臨。く。遷。ふ。八。尋。照。と。て。狭。小。室。屋。と。

造せり。誓て曰。吾娠と。後。り。あれ國の神。子。な。ん。よ。吾身も俱
小焼は。あ。ん。是實に天神の御子。な。ん。が。必。全。く。生。さ。ま。ふ。と。い。ひ。て。其。内
に。入。り。自。その。室。に。火。を。放。り。焚。立。つ。火。焰。の。初。て。燃。る。と。均。く。初。声。高。く
發。さ。ま。ひ。生。出。る。御。兒。を。火。進。の。命。と。稱。し。次。小。火。の。盛。に。燃。る。や。た。は。
生。出。た。ま。ひ。を。火。明。の。命。と。稱。し。次。小。生。出。さ。ま。ん。御。兒。を。彦。火。々。出。見。尊。
又の御名を火折命と稱し奉る。かく一産。小。三。柱。の。御。子。を。生。さ。ま。ひ。終。る。
後。小。木。花。開。耶。姫。の。命。に。火。燼。の。中。より。縱。容。と。立。出。た。ま。ひ。皇。孫。小。對。し。
の。こ。ま。あ。ら。う。い。妻。が。生。り。御。子。及。妻。が。身。か。火。炎。の。中。に。あ。り。た。ら。其。難。小
罹。ら。ず。少。も。損。傷。り。と。な。く。し。三。子。と。も。健。る。を。皇。孫。堅。ま。ひ。
や。と。稱。な。れ。ば。皇。孫。の。こ。ま。や。吾。の。本。よ。是。吾。兒。の。こ。ま。知。ぬ。ま。ど。も。



水花開耶姫
産屋ふ火と
はまふ火燭の
中の御子と
産しつゝと

卷二

十九



り一宿より有身するを疑ひのもつらん」と顧慮しあつて衆人を以て
是吾子ありて。天の神より一宿ありて娘にむること。まづ汝が吾に遇
ふの靈異不思議の威稜を見すこと。子等の倫は超る靈氣あること
ども。明に世に知れんとおりのやうに。前日の朝辞になせしうとを答へし
る。天上日輪界の光耀は此の地界に在る。物を燬火とあれども。日輪界に
在る物を燬さる。且此の如き光耀を四方に護し。下土を照らす。此世界
形も必此の世界の如き晝夜といふこともなく。一切の事をこゝ此世界に
勝る。豊饒なる世界なるべし。天上におかつ奇靈と此あること。此地の人も
大古に知てあり。ゆゑは。木花開耶姫の命。その産家は火を放てて燬
て。国の神は子にあらざることを證せしむるべし。さて天津彦彦火瓊瓊杵命

ら此日向國に在る。御世を治すこと年久しうが。此の地界に在る。天上
界の如く窮むるを壽を保つるは。故に既而降臨す。此地界の主となり
たゆひぬまは。漸次は肉身の化し歸すまを以て。老死の愛を遁すまをいふ
ゆゑに。終に崩御しゆくけり。其御陵は日向國の埃山に在る。雖太古に薩
摩大隅の國とも日向國とのいふより。此御陵は今の薩摩國類娃郡にあり
とす。御子のうち兄火闌降命は。のづから海の幸あり。弟彦火出見命は。自
山の幸あり。ゆゑ時。兄火闌降命。試よとて。幸を易くとす。その意は任て易
し。各其利を得。兄命これを悔す。弟命の弓箭を返す。己が釣を
し。弟命は魚の爲にその釣を失ひ。尋覓すべきより。なげき
止こと。汝得む。別な新なる釣を作す。與けよ。兄命は昔に

受ずし。その故の鉤を返すと頻責るゆゑ弟命とれとらひ
 たまひて己が横刀を鍛へ新なる鉤を多く造らせ箕一ッ小盛て與
 かも。兄命やその我故鉤をさるを忿て多しといふも受ずして
 益復急責小彦火々出見命深これと憂苦たまひ鉤を失する海畔は
 行躊躇て吟きたまひ一時滄海を知者とするの進雄命の靈威
 よると今薩摩國類娃郡枚聞の神社小和多都美明神と祭とするの鹽
 土の公羽の教導不従て海神豊王彦小會て赤女ゴロより失る鉤を得と
 ち小刺豊玉姫を娶て海官より歸すまひ得とするは鉤を兄不授兄命小悔心
 を起さるで遂は服さすひけるより兄命ハ瀬退て弟彦火々出見命日嗣の位と
 受すまひ。世を治すまひ。それ妃豊玉姫の生さる所の御子を彦波瀲

武鸕鷀草葺不合命と稱す彦火々出見命天の下を知りめすとくして
 崩すぬ日向の高屋の山北上の御陵小葬奉るよの御陵も今ハ薩摩國
 阿多郡と大隅國肝属郡ととも小鷹屋郷といふにありて高千穂の峯の西の
 方ハ大隅國もさる此御陵ハ其二境の相接ところ小あるべしといふ彦波瀲
 武鸕鷀草葺不合命ハ玉依姫と妃とたまひく彦五瀬命稻飯命三毛
 入野命及神日本磐余彦命九て四男を生せたまふ御世久くハ鸕鷀草葺
 不合命ハ西州宮小崩御たまふ日向國の吾平山の上の御陵小葬奉ること
 にも今ハ大隅國始羅郡の山とあり。此三御代の間ハ漸ハ幽頭分界し
 幽冥小在すところハ隱身の神と世間小在とするの頭露たる人と漸小その
 界を分く神ハ必幽冥小在し人小見ざるを深く隠て國土を擁護する

こゝにのまなりて。自神と人との差別に立つたり。よまを神日本磐余彦命よ
て後々。人皇の御世と稱奉るなり。此の如く天上界より國を關基を建てるひて。
天地と與る窮なき。天皇の御位あらが故み。よまを天つ日繼ともいひく。此全
世界中に冠する。世界惣本主の皇位と稱奉るなり。往歲尾張の國に人の
魚日西亞の地不漂流せり。日本ハ神の助る國あり。尊き國なりと魯西
亞人の言るよしと記さる。遠き異方の人すら。やまを知らざるをいへ
我邦の人也。その然る所以と辨さる。如何なる由也。やまをけん
いと不審きものごとかり。

日本國開闢由來記卷二終

